

## 三鷹市小中学校児童生徒就学援助条例

### (目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (2) 世帯 同一の住居に居住し、生計を一にしている者の集まりをいう。ただし、居住を一にしない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、同一世帯員として扱う。
  - ア 病気療養のため病院等に入院しているとき。
  - イ 保護者が就労のため、他の土地に寄宿しているとき。
  - ウ その他ア又はイと同様の状態にあるとき。

### (対象者)

第3条 就学援助の対象者は、三鷹市に在住し、国公立の小学校又は中学校（特別支援学校を除く。）に在学する児童生徒の保護者で、次の各号に掲げる事項（以下「認定基準」という。）のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
  - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
  - ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
  - エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の免除
  - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険税の減免又は徴収の猶予
  - カ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
  - キ 生活福祉資金の貸付け
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく日雇労働被保険者手帳の交付を受けている者

- (4) 保護者及び保護者と同一世帯に属する者の前年における総所得金額（地方税法第313条に規定する総所得金額をいう。）の合計が、第6条第2項第1号から第4号までの合計額に1.30を乗じた額に同項第5号及び第6号の額を加算して得た額に満たない者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、民生委員、福祉事務所長又は児童生徒の在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）の意見書により、三鷹市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が調査の上特別な事情があると認める者  
（申請）

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、申請理由、児童生徒の家庭状況その他必要な事項を記載した申請書に必要な書類を添えて、学校長を通じて教育長に提出しなければならない。

（認定）

第5条 教育長は、申請書を受理したときは、第3条に定める認定基準により審査し、認定の可否を決定の上、保護者に対して通知するものとする。

（認定基準の基礎）

第6条 教育長は、前条の審査に当たっては、保護者から申請書が提出された時点の世帯構成に基づいて行うものとする。ただし、年齢については、当該年度の4月1日現在の満年齢を基礎とする。

2 第3条第4号に規定する認定基準の基礎となる基準額は、前年度に適用された生活保護法に定める保護基準のうち、次に掲げる額の合計とする。

- (1) 生活扶助基準額第1類に12を乗じた額
- (2) 生活扶助基準額第2類に12を乗じた額（冬季加算に5を乗じた額を含む。）
- (3) 期末一時扶助の額（1級地居宅の額）
- (4) 教育扶助に12を乗じた額
- (5) 住宅扶助（東京都知事が承認する額を限度とする。）に12を乗じた額
- (6) 学校給食費の年額

（認定日）

第7条 第5条の規定による認定の日は、保護者から申請書が学校長に提出された日の属する月の初日（転入者が転入月に申請をした場合は転入日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該年度の4月1日を超えない限りにおいて、援助を必要とするときまでさかのぼって認定することができる。

3 前項の規定による認定は、学校長の意見を聴取して行うものとする。

（就学援助の給付）

第8条 教育長は、第5条の規定により認定を受けた保護者に対して、その者の該当する区分に応じて、必要な就学援助を行わなければならない。

2 就学援助は、金銭給付により行う。

第9条 就学援助は、認定の日の属する月分から支給し、就学援助の項目、対象者別区分、対象学年及び内容等は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法に基づき必要な保護を受けている場合は、当該保護に関する項目を援助の対象から除くものとする。

2 前項の場合において、教育長は、別表の項目中1から8までについて、あらかじめ学校長に調査を依頼し、援助すべき額等の的確な把握に努めなければならない。

(認定の取消等)

第10条 教育長は、就学援助を受けている保護者が年度途中において第3条に定める認定基準に該当しなくなったときは、認定の取消しをすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、三鷹市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

項目	対象者別区分	対象学年	内容等
1 学用品費	第3条第2号から第5号までのいずれかに該当する者	小・中学校全学年	
2 通学用品費	第3条第2号から第5号までのいずれかに該当する者	小学校第2学年から第6学年まで、中学校第2学年及び第3学年	
3 新入学学用品費	第3条第2号から第5号までのいずれかに該当する者	小・中学校第1学年	各年度4月1日に認定を受けた者
4 校外活動費（日帰り）	第3条第2号から第5号までのいずれかに該当する者	小・中学校全学年	交通費、入場料等
5 校外活動費（宿泊）	第3条第2号から第5号までのいずれかに該当する者	小・中学校全学年（ただし、自然教室は小学校第5学年、中学校第2学年）	自然教室、宿泊訓練等
6 通学費	第3条第2号から	小・中学校の児童	

	第5号までのいずれかに該当する者	生徒で教育長が特に援助を必要と認めた者	
7 修学旅行費	第3条第1号から第5号までのいずれかに該当する者	中学校第3学年	交通費、宿泊料及び 入場料等
8 体育実技用具費	第3条第1号から第5号までのいずれかに該当する者	中学校全学年	柔道着代
9 医療費	第3条第2号から第5号までのいずれかに該当する者	小・中学校全学年	学校保健安全法施行令第7条に規定する疾病
10 学校給食費	第3条第2号から第5号までのいずれかに該当する者	小・中学校全学年	

#### 提案理由

貧困と格差が社会問題となる中、教育の機会均等の実現を目指し、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対する費用負担の軽減を図るため、本案を提出します。